

2026年8月6日

授業目的公衆送信補償金制度 の活用と留意点

令和8年度教職員・情報通信技術支援員（ICT支援員）著作権講習会

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



野方 英樹

- I 著作権を知ろう
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用と留意点
 - IV SARTRASのご紹介
-

- I 著作権を知ろう
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用と留意点
 - IV SARTRASのご紹介
-

著作物は身近なもの

日頃から親しんでいる方も多いと思います

- 小説、漫画、新聞記事、絵画、音楽、映画、ダンス、配信動画、ゲーム など

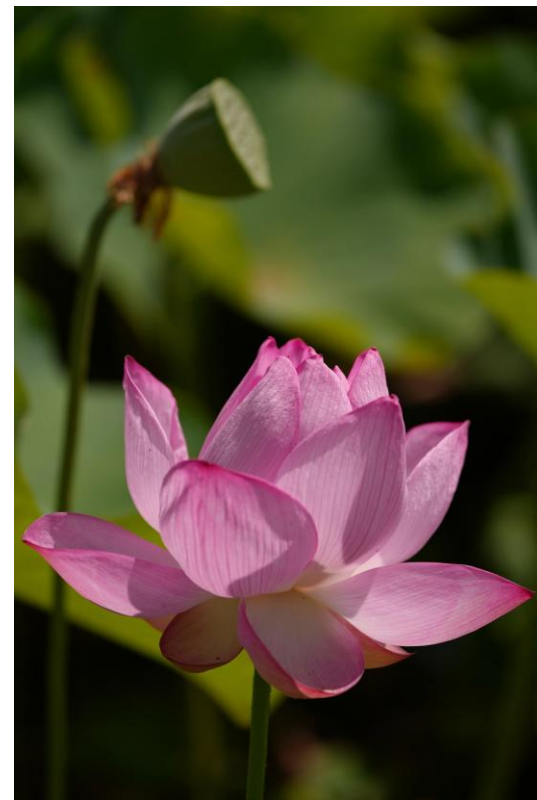
自ら著作者になるものも多くあります

- 写真、俳句、イラスト、論文、曲、歌詞、配信動画 など

教育の現場にもあふれています

- 教科書や専門書に掲載された文章や写真、イラスト、地図帳、資料集、試験問題

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（第2条）



撮影：野方英樹

著作物ではないもの

以下のものは著作権法では保護されません。

- × **単なるデータ・事実**： 標本のサイズ、気温、化石の年代など
- × **アイデア・理論**： 頭の中のアイディア、「相対性理論」そのもの（解説文は別）など
- × **ありふれた表現**： 誰が書いても同じになる短い文章など
- × **法令・判決**： 官報に掲載される公的なものなど

重要：データの扱い

研究発表で「他人の実験データ」を使用する場合、著作権侵害にはなりませんが、**研究倫理上の「盗用」**にならないよう、必ず出典を明記する必要があります。

著作者人格権：作者の「心」を守る

これらは著作者本人にのみ帰属し、譲渡はできません。

権利名	内容	実務上の注意
公表権	未発表の作品をいつ、どこで出すか決める権利	未発表の共同研究資料の無断公開はNG
氏名表示権	名前を出すか出さないか、ペンネームにするか決める	引用時に著作者名を省くのは原則侵害
同一性保持権	作品を勝手に改変されない権利	写真のトリミングやテキストの要約には配慮が必要

参考：肖像権 自分の姿を勝手に撮影されたり、公表されたりしない権利

法律上の用語としての権利ではないが、判例によって憲法第13条幸福追求権を根拠に誰もが持つ法的権利（人権）として認められている。

プライバシー権として ・みだりに撮影されない自由 ・みだりに公表されない自由

パブリシティ権として（芸能人、有名人） ・経済的な価値を独占

肖像権侵害 不法行為（民法第709条）にあたる可能性 写真の削除（差し止め）、慰謝料の請求（損害賠償）の請求

著作者：人・法人

著作物を創作する者＝「著作者」

- i** 例外：法人等の社員・職員等が作成した著作物について、以下の要件をすべて満たしたときは、作成した個人ではなく、法人等が著作者となります。

職務著作（法人著作）（著作権法第15条）

【要件】

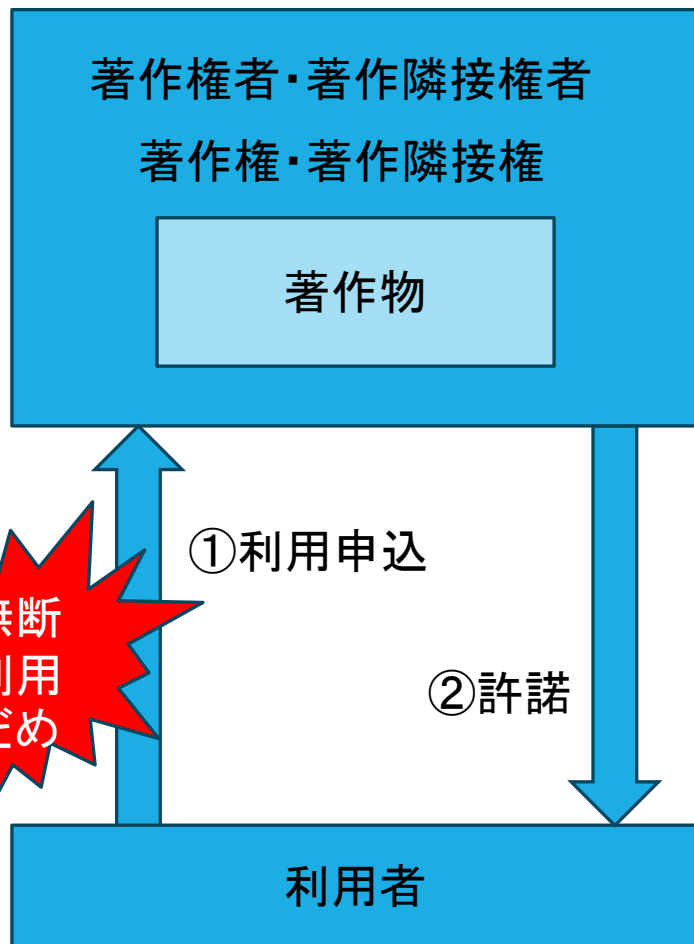
- その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」であること
- 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
- 「職務上」の行為として創作されること
- 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
- 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

先生や生徒も著作物をたくさん創作しています

先生：先生が業務で書いたものは、左下の要件にあたる場合、学校が著作者であり著作権者となります

生徒：作文や絵画、図工作品等、授業の過程でもたくさんの著作物を創作しています。それらを外部へ公表するようなときは生徒の著作権にも配慮が必要です

著作権・著作隣接権 原則



著作権

- 創作した著作物は自分の財産なので、第三者に勝手に使われないよう、使いたい人に許諾したり禁止したりする権利で著作権者が持っているもの
- **著作物の死後70年※保護**（保護期間経過後は自由利用可能）

著作隣接権

- 著作物を演じたり、原盤にしたり、放送・有線放送したりしたものは自分の財産なので、第三者に勝手に使われないよう、使いたい人に許諾したり禁止したりする権利で著作隣接権者（実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者）が持っているもの
- **実演は行われた日、レコードはその発行の日から70年保護、又は放送、有線放送が行われたときから50年保護**（保護期間経過後は自由利用可能）

享有するもの（登録手続き不要）

- 生まれながらにして有しており、著作物を創作したときから発生

財産権であり他人に譲渡可能

- **著作権者、著作隣接権者**という言葉があります
- **著作物**が必ずしも**著作権者**ではない場合があります

外国の著作物も国内の著作物と同様の取扱い

著作物は使うもの（音楽を例に）

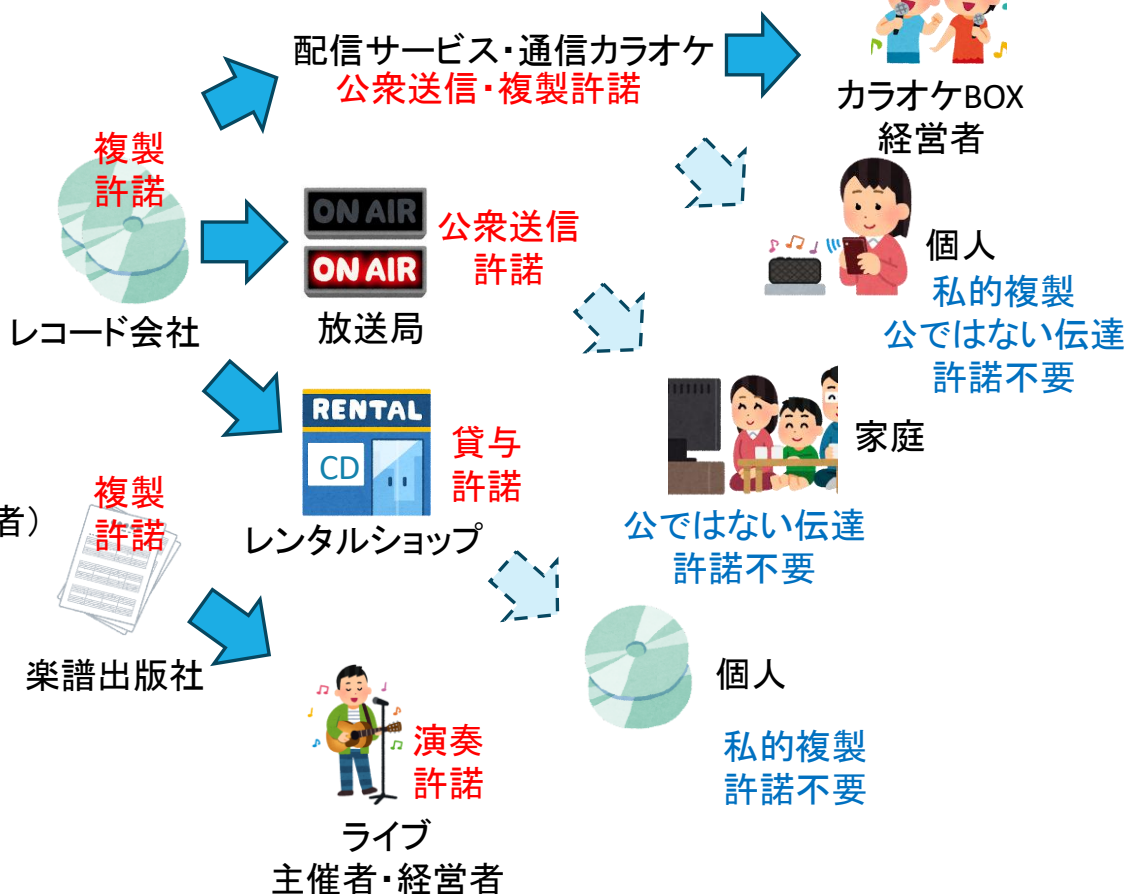
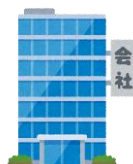
- ・コピーする
- ・演奏する
- ・上映する
- ・インターネットを通じて送信する
- ・放送する
- ・読み上げる
- ・展示する

=使う

“IMAGINE”の場合

著作者 John Lennon / Yoko Ono
 著作権は音楽出版社に譲渡＝プロモーション
 (LENONO MUSIC)
 日本の音楽出版社代理店
 (フジパシフィック・ミュージック)
 著作権の管理は管理事業者に委託(JASRAC)

著作者(著作権者)



複製（補償金対象外の利用）

第三者の行為を禁止する
権利を有する

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する

- 手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に再製することをいいます（著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です）。

該当する例

- ・ 黒板への文学作品の板書
- ・ ノートへの文学作品の書き込み
- ・ 画用紙への絵画の模写
- ・ 紙粘土による彫刻の模造
- ・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー
- ・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存
- ・ キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存
- ・ パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存
- ・ 著作物のファイルのサーバへのデータによる蓄積（バックアップも含む）
- ・ テレビ番組のハードディスクへの録画
- ・ プロジェクターでスクリーン等に投影した映像データを、カメラやスマートフォンなどで撮影すること

公衆送信（補償金対象の利用）

運用指針より

著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する

放送、有線放送、インターネット送信（サーバへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（「送信可能化」を含む））その他の方法により、不特定の者または特定多数の者（公衆 ※）に送信することをいいます（著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこれに相当します）。

ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備 や サーバ（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

該当する例	・ 学外に設置されているサーバに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信 ・ 多数の履修者等（公衆）への著作物のメール送信 ・ 学校のホームページへの著作物の掲載 ・ テレビ放送 ・ ラジオ放送
-------	--

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

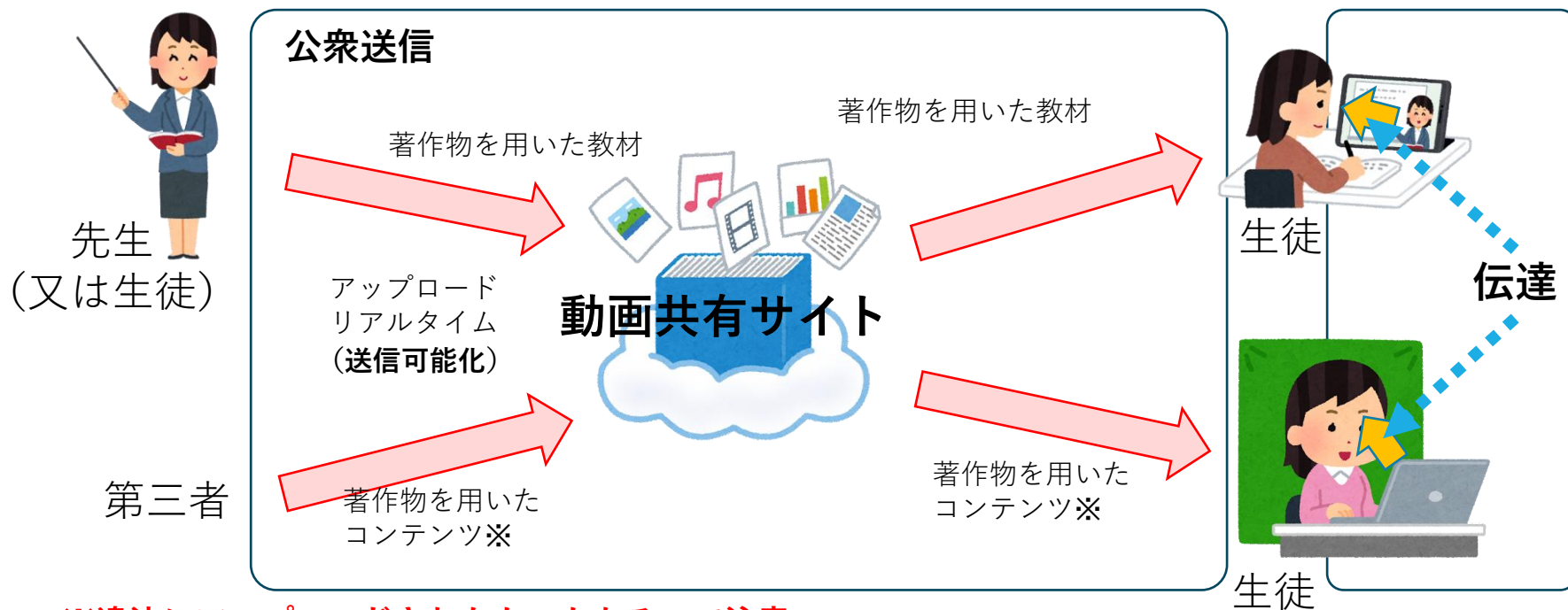
伝達 (補償金対象外の利用)

著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する

- 公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

該当する例

- 授業内容に関するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で履修者等に視聴させる。



※違法にアップロードされたものもあるので注意

権利の制限 例外

権利制限

- 著作権法には、使い方によって許諾を得なくても良い場合が、限定して列挙されている(著作権法第五款著作権の制限(第30条から第50条、著作隣接権においては第102条参照)
- 教育目的の利用に関しても、これらの制限規定に該当すれば許諾を得なくても利用可能

⇒教育目的の利用であれば「著作権は気にする必要はない」、「権利者の許諾を得なくてもよい」という理解は正しいとはいえない

(参考) 権利制限にあたらぬのに許諾を得ずに利用すると権利侵害

- 刑事上の責任: 十年以下の懲役若しくは千万円(法人三億円)以下の罰金
 - 民事上の責任: 損害賠償請求、不当利得返還請求
- ☞ 補償金を支払わない場合、法定の債務不履行ということで損害賠償請求の対象

著作権の権利制限

例外の例

私的使用のための複製(第30条)

- 私的使用を目的として、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて複製する場合は補償金の支払いが必要

付随対象著作物の利用(第30条の2)

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(第30条の4)

図書館等における複製・インターネット送信等(第31条)

- 補償金の支払い等一定の条件のもとに、図書館資料の公衆送信を行うことができる

引用・転載(第32条)

教科用図書等への掲載(第33条)

- 掲載に際しては、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要

教科用図書代替教材への掲載等(第33条の2)

- 掲載に際しては、教科書用図書発行者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要

教科用拡大図書等の作成のための複製等(第33条の3)

- 営利目的で当該拡大教科書を販売する場合には、著作権者への補償金の支払いが必要

学校その他の教育機関における複製・公衆送信・公の伝達(第35条)

- 公衆送信(遠隔授業のための同時配信を除く)を行う場合には、教育機関の設置者は著作権者への補償金の支払いが必要

試験問題としての複製等(第36条)

- 営利目的のための利用の場合は、著作権者への補償金の支払いが必要

営利を目的としない上演・演奏・上映・口述等(第38条)

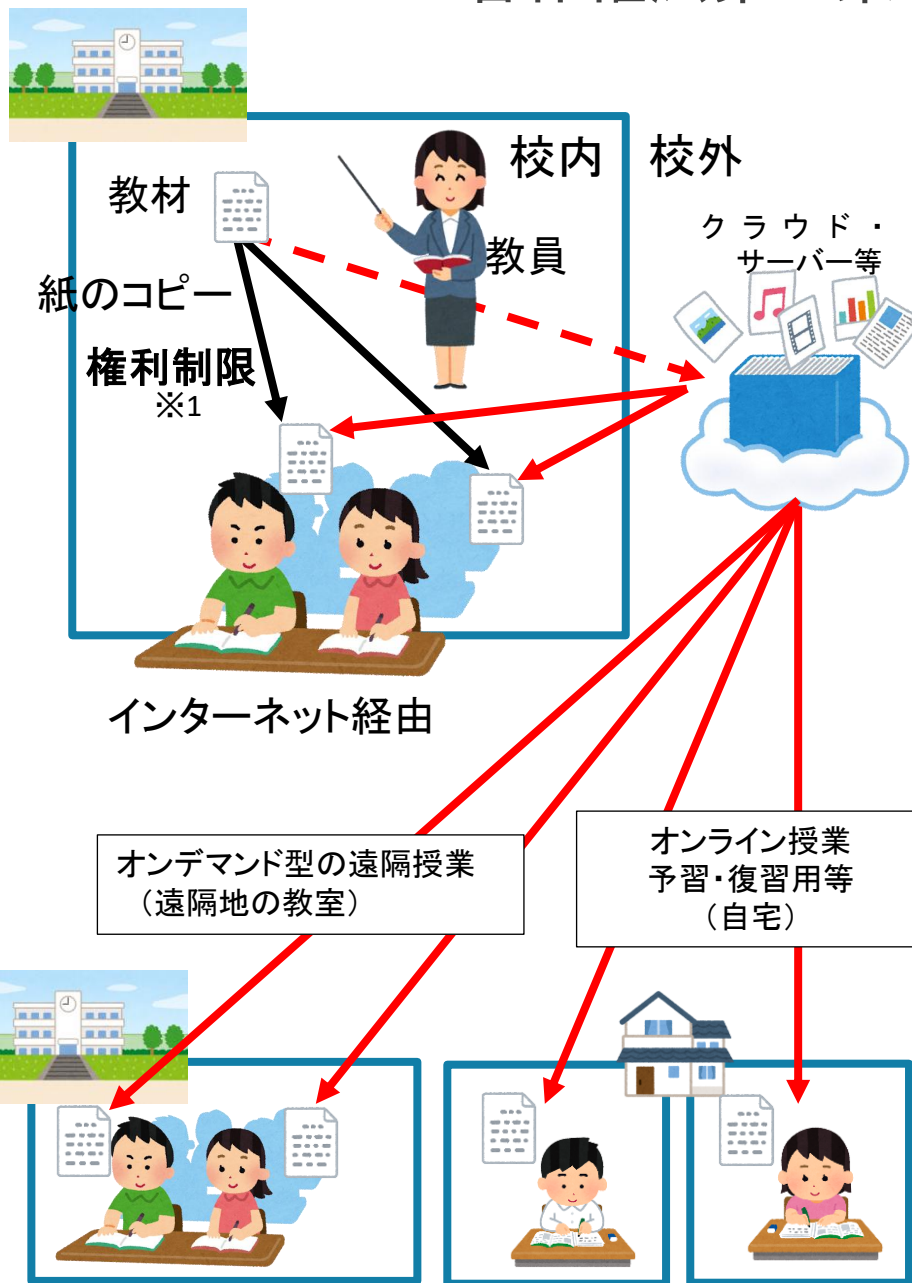
翻訳、翻案等による利用(第47条の6)

- ☞ 第35条第1項により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、翻訳、編曲、変形又は翻案可

- I 著作権を知ろう
- II 授業目的公衆送信補償金制度
- III 制度の活用と留意点
- IV SARTRASのご紹介



資料: 改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)
改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度)初等中等教育における特別活動に関する追補版

赤線
要許諾

第35条の規定により著作物を利用する場合、慣行があるときは複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により**出所を明示**しなければならない

出所の明示とは

利用される著作物が特定され、著作権者や著作物に接する者がその利用の状況を容易に認識できるような情報
 例 著作物の題号、著作者名、書籍名、出版者名、版数、巻数、頁数等

※1 著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、第32条（引用）など第35条とは異なる条文が適用になって無許諾・無償で利用できる場合あり

※2 同時中継合同・遠隔授業（対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、無許諾・無償

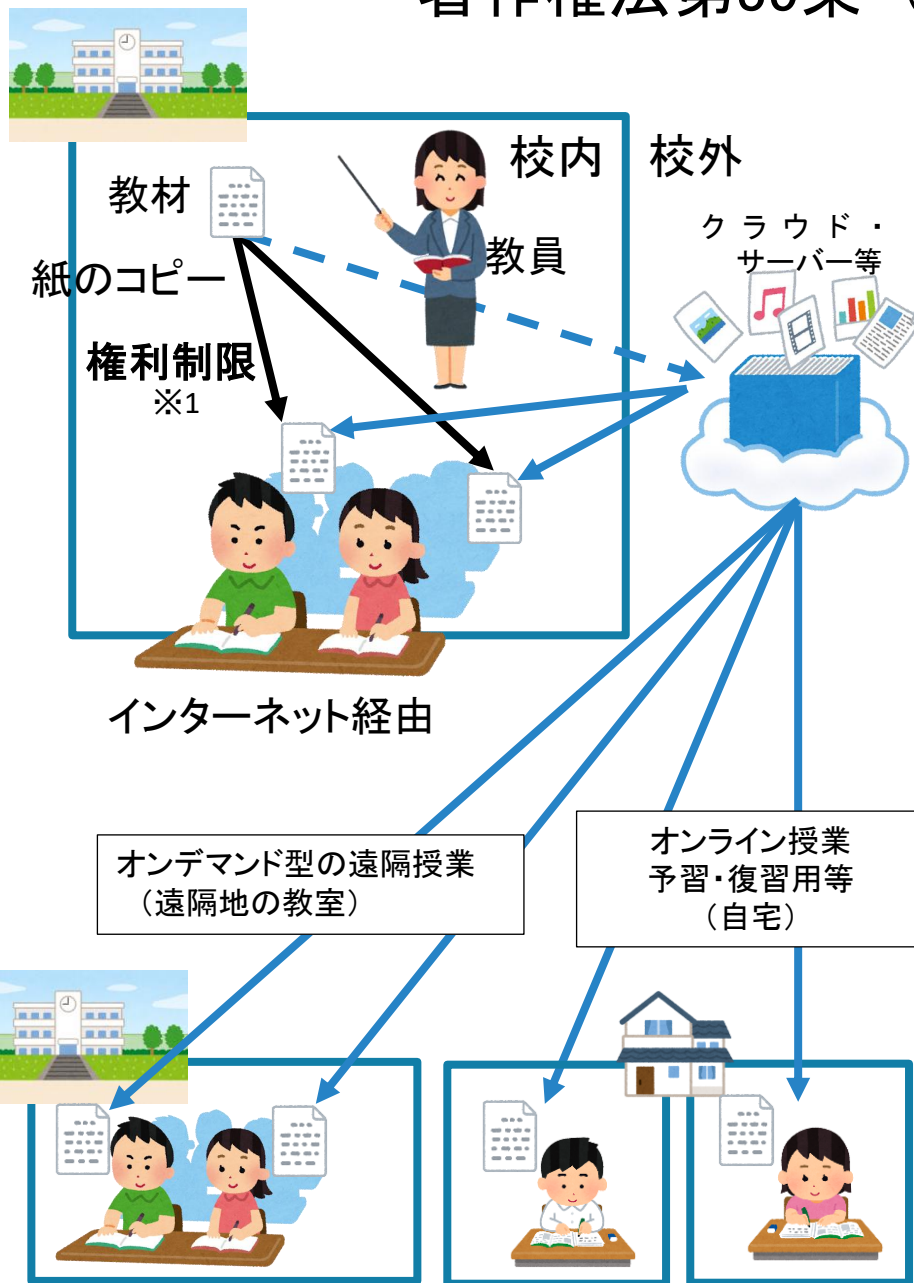
注) URLを伝え、各自がネットに既に第三者がアップした情報を直接参照するだけの場合は教育機関が行う公衆送信とはならない

著作権法第35条

- 1 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

著作権法第35条（公衆送信・改正後）

赤線が青線に変更
 許諾は不要
 ※1
 ※2
 補償金支払い必要



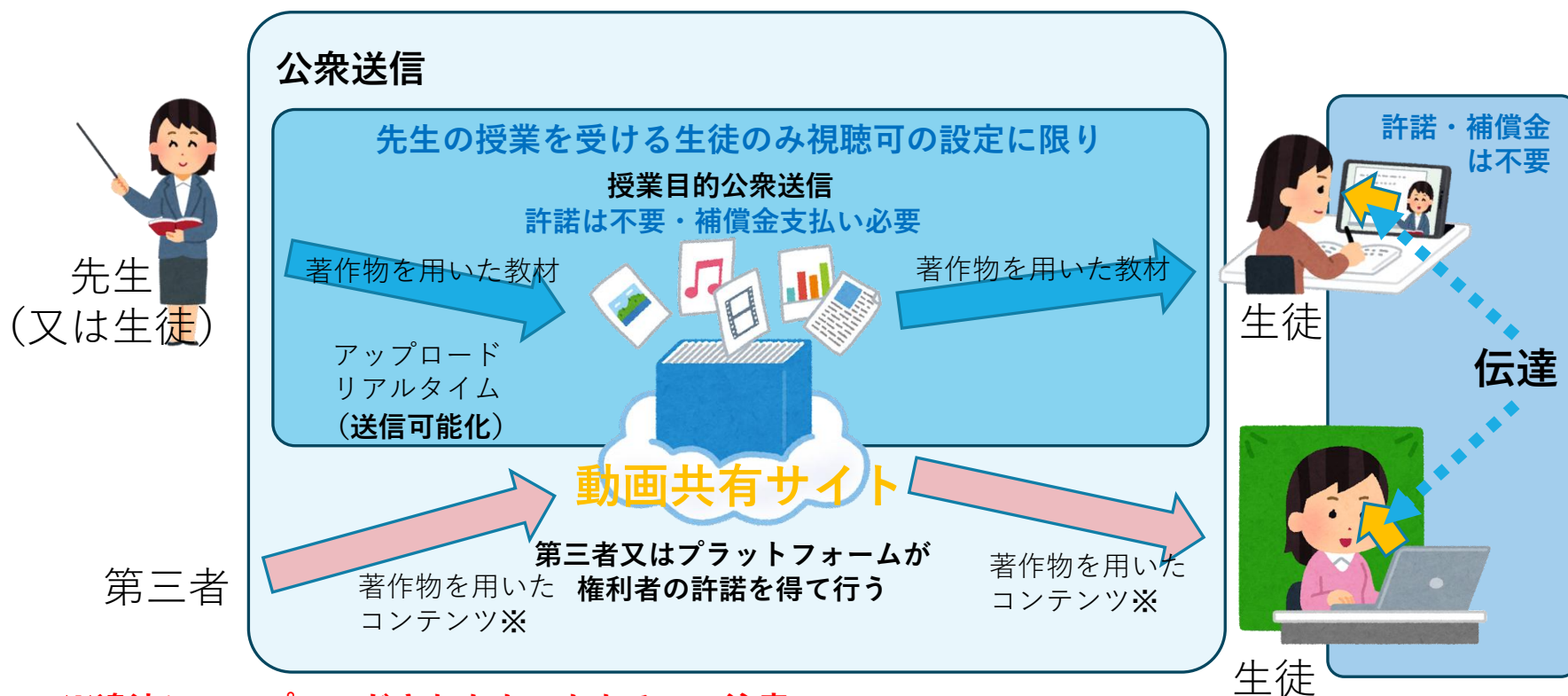
第35条の規定により著作物を利用する場合、慣行があるときは複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により出所を明示しなければならない

※1 著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、第32条（引用）など第35条とは異なる条文が適用になって無許諾・無償で利用できる場合あり

※2 同時中継合同・遠隔授業（対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、無許諾・無償

注） URLを伝え、各自がネットに既に第三者がアップした情報を直接参照するだけの場合は教育機関が行う公衆送信とはならない

公衆送信から伝達までの例 (動画共有サイト)



※違法にアップロードされたものもあるので注意

第35条第1項の分解チャート

非営利の学校その他の教育機関での利用ですか？

↓Yes

授業の過程での利用ですか？

↓Yes

使うのは先生又は生徒のどちらかですか？

↓Yes

必要と認められる限度に収まっていますか？

↓Yes

権利者の利益を不当に害していませんか？

↓Yes

複製または伝達利用
ですか？

↓Yes

許諾不要で利用可能

↓Yes

公衆送信利用で同時中継合同・
遠隔授業ではないですね？

↓Yes

教育機関設置者が授業目的公衆
送信補償金を支払っていますか？

↓Yes

許諾不要で利用可能

No→ 第35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

No→ 第35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

No→ 第35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

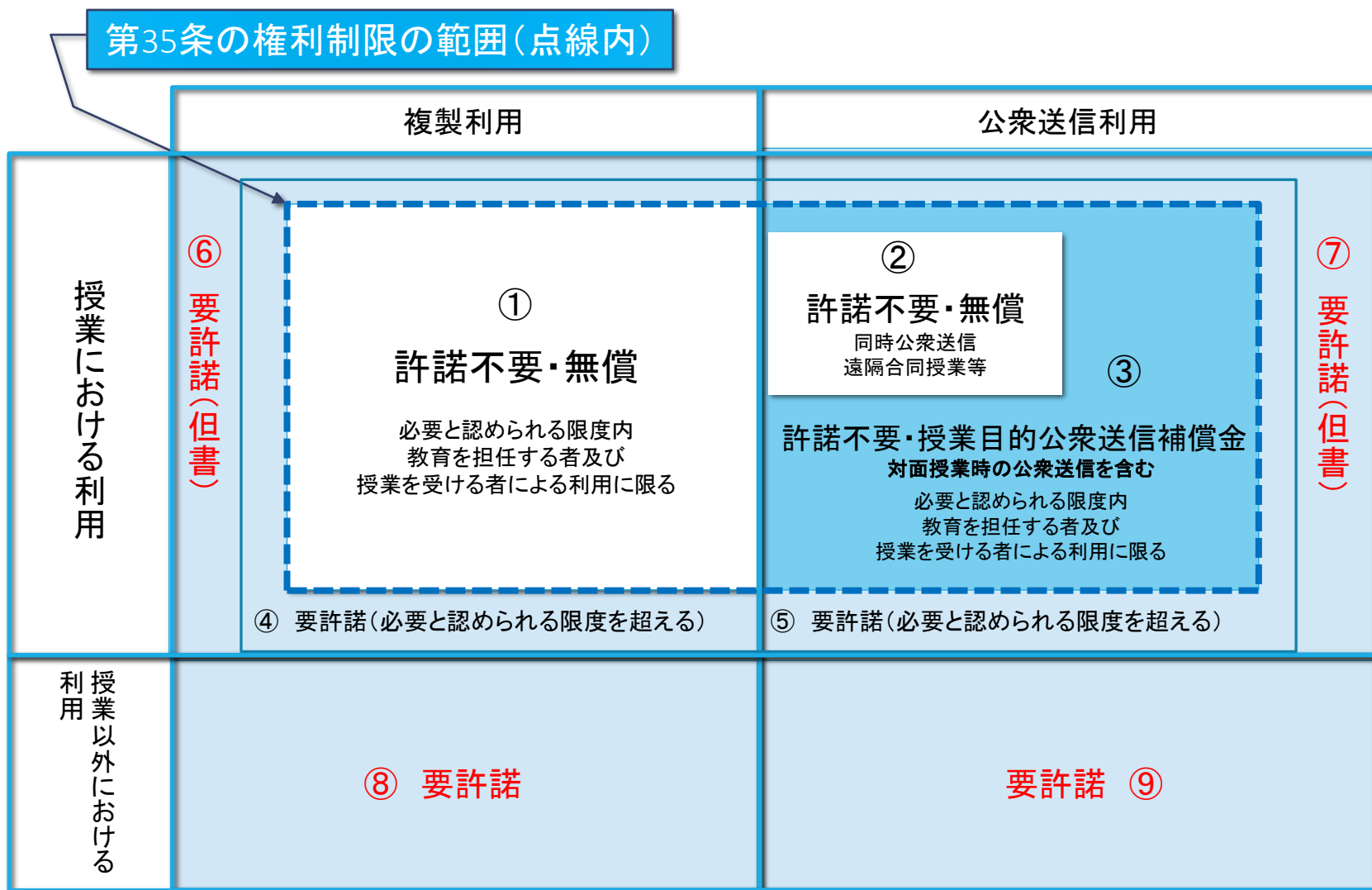
No→ 第35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

No→ 許諾を求める

No→ 同時中継合同・遠隔授業なら許諾不要で利用可能

No→ 設置者に支払いを依頼する(支払わないで公衆送信をした
場合、設置者には法定債務の不履行として損害賠償責任
の対象ではあるが、支払うのであれば、支払が終わってい
なくても利用は可能)

教育機関における利用と権利制限・補償金・許諾との関係整理



※この図は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの場に提示したものを参考にSARTRASが作成したもの。なお、この図は第35条を中心に作成してあるが、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もある。

※いわゆるデジタル検定教科書については、別途「教科用図書代替教材補償金」が教科書会社によって支払われていることにより、学校教育の目的上必要と認められる限度においてであることを要件に、当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができるとされている。このため、デジタル検定教科書そのものが公衆送信されたとしても③の補償金の対象とはならない。

教育機関で著作物を使いたい！（参考）

第38条第1項の分解チャート（演奏・上演・上映・口述）

営利を目的としていない？

第38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

入場料をとっていない？

第38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

演奏や講演する人に報酬を支払っていない？

第38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

許諾不要で利用可能

そういうことだったのか！

教室の対面授業で教科書を読み上げたり、読み聞かせをしたり、音楽の授業で演奏したり、これらは口述や演奏で著作物を使っていることになるので、このチャートに当てはまれば許諾不要で利用が可能

その様子をオンライン授業で生徒にインターネットを通して届けることは著作物を公衆送信していることになるので、前出の第35条第1項の分解チャートにも当てはめて判断する必要があります

- I 著作権を知ろう
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用と留意点
 - IV SARTRASのご紹介
-

制度の活用のポイントと留意点

- 生徒、学生にも折に触れ、他人の財産を使っていることを意識する機会を作りましょう
- 量の多少や画面・紙面に占める面積の大小にかかわらず、「第三者」の著作物を授業で用いる場合は著作権や著作隣接権を意識することを習慣づけるといいと思います
- 「第三者」、つまり著作権者、著作隣接権者はだれか、なんという著作物(第三者の財産)か、をその出典と共に記録する習慣を身につけるといいと思います(出所の明示、利用報告と関連)
- 複製、公衆送信又は伝達利用する場合は、著作権法第35条の諸要件にあてはめてみましょう
 - 必要に応じて「**改正著作権法第35条運用指針**」を参照
 - 特に「**必要と認められる限度**」か、「**権利者の利益を不当に害している**」ことがないか、客観的にイメージ
 - 公衆送信する場合は、教育機関の設置者が授業目的公衆送信補償金をSARTRASに支払っているか、確認
 - 生徒、学生側から行う授業目的公衆送信も制度の対象
- 以上を踏まえ、ICT活用教育において著作物を利用しましょう(許諾を得る必要がある利用であれば、許諾を得て利用しましょう)
 - 許諾を得て利用する場合も、申請名義や使用料負担部署を明確にしておくなどの事前のルール作りが必要



改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)/サマリー

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

	該当する例	該当しない例
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館、省庁等大学校など	営利目的の会社や個人経営の教育施設、企業や団体などの研修施設、カルチャーセンターなど
教育を担当する者	教諭、教授、講師など（名称、教員免許の有無は問わない）	
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者など	
授業	講義、実習、演習、ゼミ、初等中等教育での学校行事・部活動など	教職員会議、保護者会、学校説明会、大学でのサークル活動など
必要と認められる限度	客観的に必要と認められる限度か クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観、研究授業の参加者への配付 ※外形的には判断しにくい	
著作権者の利益を不当に害することとなる場合	客観的に不当に害しているか <不当に害しない可能性が高い> 短歌、俳句や写真、絵画などの全部の複製・送信 個別の新聞記事の全部の複製	<不当に害する可能性が高い> 通常購入が前提の教科書に掲載された著作物について、購入の代替となるような態様で複製・送信

複製・公衆送信（オンライン）の具体的ルールの例示

補償金不要でOKなケース：

- ✓ 単行本に掲載されているエッセイの小部分を授業で教員が板書する。
新聞に掲載されている写真と記事をコピーした授業用のプレゼンテーション資料を作成する。
- ✓ テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。
- ✓ 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔合同授業で同時中継（送信）し、大型画面に表示する。
- ✓ 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信する。

補償金を支払うことでOKなケース：

- ✓ 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする。
- ✓ 教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような方式で配信する。
- ✓ 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う。
- ✓ DVDに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する。

許諾を求めるべきケース：

- ✗ 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
小説の一部を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、
- ✗ 学期末には小説の多くの部分をコピーする。
- ✗ 授業に必要な範囲を超えて映像や音楽の全編をコンピュータに保存する。
- ✗ 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャンして、児童に宿題としてメールで送信する。
- ✗ 様々な分野に関するTV番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして蓄積し、ライブラリ化しておく。
- ✗ 授業に必要な範囲を超えて、映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴できるようにしておく。
学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解説する
- ✓ 授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。

事例は改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）より抜粋

【重要】必要と認められる限度

運用指針より

「授業のために必要かどうか」は**第一義的には授業担当者が判断**するものであり、万一、紛争が生じた場合には授業担当者がその説明責任を負うこととなります（児童生徒、学生等による複製等についても、授業内で利用される限り授業の管理者が責任を負うと考えるべきです。）。その際、授業担当者の主観だけでその必要性を判断するのではなく、**授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要**があります

「必要と認められる限度」は**授業の内容や進め方等の実態によって異なる**ため、ある授業科目で当該授業の担当教員がある著作物を複製・公衆送信等を行っており、別の授業科目で他の教員が同様の種類の著作物を同様の分量・方法で複製等をしたとしても、実際の授業の展開によっては、一方は「必要と認められる限度」に含まれ、他方がそれに含まれないということも理論的にはあり得ます。したがって、**外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要**があります

○×で簡単に示すことが難しい⇒例示を参考に各自判断することが必要

【重要】権利者の利益を 不当に害することとなる場合

現実には市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要

運用指針で示す事例が確実に著作権侵害になる又はならないということを保証するものではない

関係者の見解の相違があった場合には、個々のケースごとに、利用者がその行為について授業の目的に照らして必要と認められる限度であることを客観的に説明し得るか、又は権利者がその利益を不当に害されたことを客観的に説明し得るかによって判断せざるを得ない

○×で簡単に示すことが難しい⇒例示を参考に各自判断することが必要

【初等中等教育】

改正著作権法第 35 条運用指針(令和 3(2021)年度版)特別活動追補版より

著作物を利用した特別活動における音楽・映像等のインターネット等での配信について/サマリー

特別活動＝幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、初等中等教育で行われる入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、運動会、水泳大会、文化祭、合唱祭等の学校行事

保護者等への公衆送信

- 著作物の種類、用途、部数や受信者数、態様等が、運用指針で示された範囲内で、かつ、権利者の利益を不当に害さない範囲内であるならば、権利者に無許諾で、かつ、有償（授業目的公衆送信補償金の支払い）で、保護者や協力者等に特別活動のリアルタイム（ライブ）配信を行うことが可能
- オンデマンド型ストリーミング配信の場合は、視聴期間をあらかじめ設定のうえ、視聴期間終了後にオンデマンド型のコンテンツ（映像等）を即時抹消・廃棄する必要あり

「35条利用」と「引用（著作権法第32条第1項）」の違い

項目	第35条（教育利用）	第32条（引用）
場所	授業の場（クローズド）のみ	どこでも（論文、Web、SNS等）
許諾	不要（貴館が補償金支払い済）	不要（要件を満たせば）
利用範囲	「必要と認められる限度」	厳密な「主従関係」が必要

授業だけでなく、将来的に外部での発表やWeb公開を考えているのであれば「引用」の要件で作成すべき。

引用の要件

① すでに公表されていること

他人の未公表の論文原稿や、公開されていない内部資料を勝手に引用することはできません。

② 明瞭に区別すること

「自分の言葉」と「他人の言葉」とを、枠囲み、カギ括弧、イタリック等で視覚的に分ける必要があります。

③ 自己の著作物が「主」、引用部分が「従」であること

自分のコンテンツが「主」、引用部分が「従」であること。分量だけでなく「質的」にも自分の意見がメインでなければなりません。例えば写真だけを並べたスライドは「引用」になりません。解説や考察が「主」である必要があります。

④ 引用の必然性があること

なぜその著作物の引用が必要なのか、説明できる必要があります。

⑤ 引用の目的上正当な範囲内であること

報道、費用、研究その他、引用の量や範囲が必要な範囲内であるか、引用方法が適切か、といった要素から判断する必要があります。

⑥ 改変など、著作者人格権を侵害しないこと

著作物の内容、題号を引用部分の著作者の意に反して勝手に変えたり削ったりして、著作者人格権（特に同一性保持権）を侵害していない必要があります。

注) 引用のために翻訳することはできますが、翻案はできず、要約も事例によって判断が分かれるところ
です。

⑦ 出所を明示すること（著作権法第48条第1項）

引用した著作物の題名（書籍名、論文名）、著作者名、ページ、Webページの場合アドレス等を示す必要があります（複製以外はその慣行があるとき）。

インターネットから画像を拾う時の注意

「Google画像検索で出てきたから自由」、「著作権フリー」で検索して出てきた画像は自由は**大きな間違い**です

フリー素材サイトの罠

「著作権フリー」と書いてあっても、利用規約で「教育利用は10点まで」「商用利用禁止」などの制限がある場合があります。**必ず「利用規約」を読んでください。**

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

CC BY、CC BY SA などのマークがあるものは、その条件を守れば自由に利用可能です。Wikipediaの画像などに多く付されています。

いらすとや ご利用規定(抜粋)

当サイトで配布している素材は規約の範囲内であれば、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。

以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問合せ」からご連絡下さい。

素材を21点以上使った商用デザイン(重複はまとめて1点)

素材の高解像度データの作成(高解像度イラストのサンプル)

Canvaとのパートナーシップについて

いらすとやはCanvaと提携し、Canva上でイラスト素材の配信を行なっています。Canvaのみを利用し完成される資料であれば、商用目的でも20点の点数制限はありません。

著作権

当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄していません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。

素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。

BGM・音楽の利用ルール

授業内（著作権法第35条、第38条）：

- ✓ 演出のために音楽を流すことは可能です。
（流すための複製、オンライン授業での公衆送信、教室内での演奏）

Web公開：

市販されているような楽曲（J-POP等）を使う場合、JASRACやNexTone、著作隣接権者への許諾手続きが別途必要になります。動画共有サイトでは自動判定で動画が消されることも。

✓ ロイヤリティフリー音源

DOVA-SYNDROMEやYouTubeオーディオライブラリ等の、あらかじめ許可された音源を使うのが安全です（利用規約の確認は必要です）。

✓ YouTube等動画共有サイト

JASRACとNexToneが運営者に対して包括的に著作権の利用を許諾しているため、**第三者の著作物のカバー演奏**等については適法に公開可能（市販の音源をBGM等で流す場合は著作権隣接権の許諾も必要となり、こちらは包括的に許諾している例は少ないため、別途許諾が必要（一部広告を表示することで利用を認めている権利者もあり）

AIと著作権：法制度の現状

学習段階

原則として著作権者の許諾なく「情報解析（学習）」が可能（法30条の4）。
ただし、**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は除く。**

生成・利用段階

AI生成物であっても、既存の作品と「**類似性**」と「**依拠性**」があれば著作権侵害になります。

権利の発生

AIが勝手に作ったものに著作権は発生しません（人間が道具として使った場合は別）。

AIは「統計的な正解」を導き出しますが、**事実の記録ではありません。**

ハルシネーションがもたらす影響に注意が必要。

文化庁「AIと著作権に関する考え方について（令和6年3月）」やAIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス（令和6年7月）を参照

AI開発者・AI提供者

開発者としては適切なデータの学習や著作権等侵害リスク回避のための技術の採用、提供者としては以上のほかサービス規約等の文書化等が求められる。

業務利用者

業務利用者としては、安全性を考慮した適正利用を心がけること、生成AIの仕組みや特性の理解、著作権侵害が生じた場合に講じるべき対応の事前検討等が求められる。

一般利用者

一般利用者としては、安全性を考慮した適正利用を心がけること、生成AIの仕組みや特性の理解、著作権侵害が生じた場合に講じるべき対応の事前検討等が求められる。

- I 著作権制度を知ろう
 - II 授業目的公衆送信補償金制度
 - III 制度の活用と留意点
 - IV SARTRASのご紹介**
-

SARTRASの構成

SARTRAS 社員一覧

社員（加盟団体）	構成団体（各協議会の正会員）
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作権連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人デジタル出版社連盟 日本児童図書出版協会 公益社団法人日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作権法第104条の12

授業目的公衆送信補償金の管理団体として指定する基準

- ・一般社団法人であること
- ・次のそれぞれの利益を代表すると認められる団体を構成員とすること

①著作権者

②実演家

③レコード製作者

④放送事業者

⑤有線放送事業者

SARTRAS 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

2019年1月22日設立⇒2019年2月15日文化庁長官指定⇒2021年4月1日補償金收受開始

名前に
「等」がある
所以

授業目的公衆送信補償金関係業務

- ✓ 授業目的公衆送信補償金の額の制定・変更
- ✓ 補償金の收受
- ✓ 共通目的事業の実施
 - 前年度に收受した補償金の2割を原資
- ✓ 補償金の権利者への分配
 - 分配のための利用報告を教育機関設置者から収集
- ✓ 著作権制度の普及啓発及び調査研究

補償金関係業務以外の業務

- ✓ 教育向け一元的ライセンス体制の構築に向けた検討

課題

- ✗ 権利制限と異なり権利者との間に著作権等管理の委託受託関係が必要
- ✗ 包括使用料を設定する場合、独禁法を視野にルールを検討することが必要
- ✗ 独立採算で事業が成り立つことが必要

2026年8月1日現在、理事28名（うち常勤役員2名）、監事2名、職員・派遣スタッフ14名体制

補償金の額

決め方はシンプルにわかりやすく

包括料金

利用の量にかかわらず年額をお支払いいただくことで、著作権法第35条の適用を受ける利用は自由

生徒、学生、受講者の人数

授業目的公衆送信を受信する人数によって額を定める方式

補償金年額	例
小学校	120円
中学校	180円
高等学校	420円
大学	720円

収受実績（2025年度）：

52億300万円（税込）

申請実績（2026年度）：

約3,500の教育機関設置者より約35,800校の手続き



公開講座、社会教育施設、教育センター等が開く講座

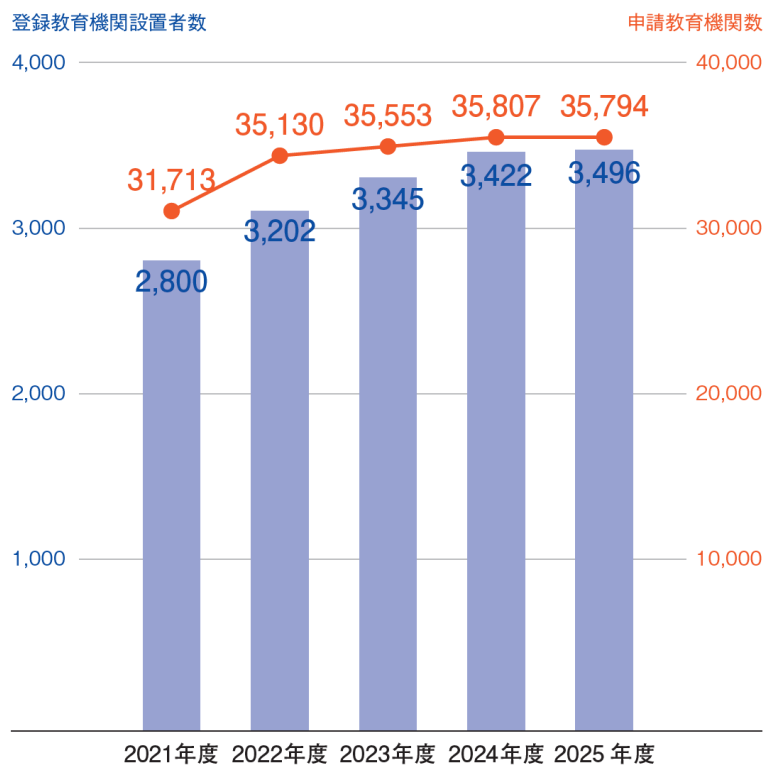
授業目的公衆送信補償金規程↑

300円に、当該教育機関が行う講座の授業総数を乗じて得た額

授業総数＝全ての授業における定員数を累計し30で除した数（余りがある場合は1として加算）

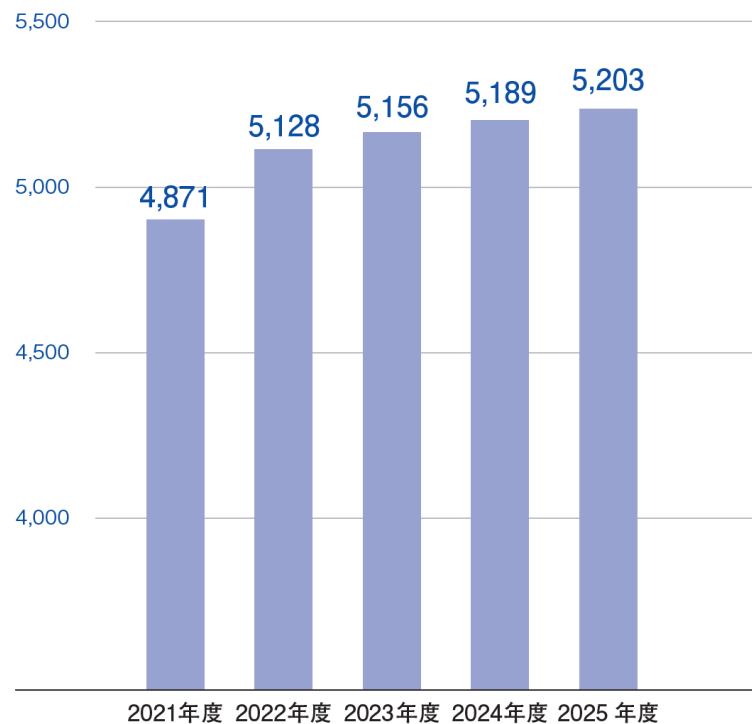
実績の推移

登録教育機関設置者数・申請教育機関数推移



補償金収受額推移

(税込百万円)

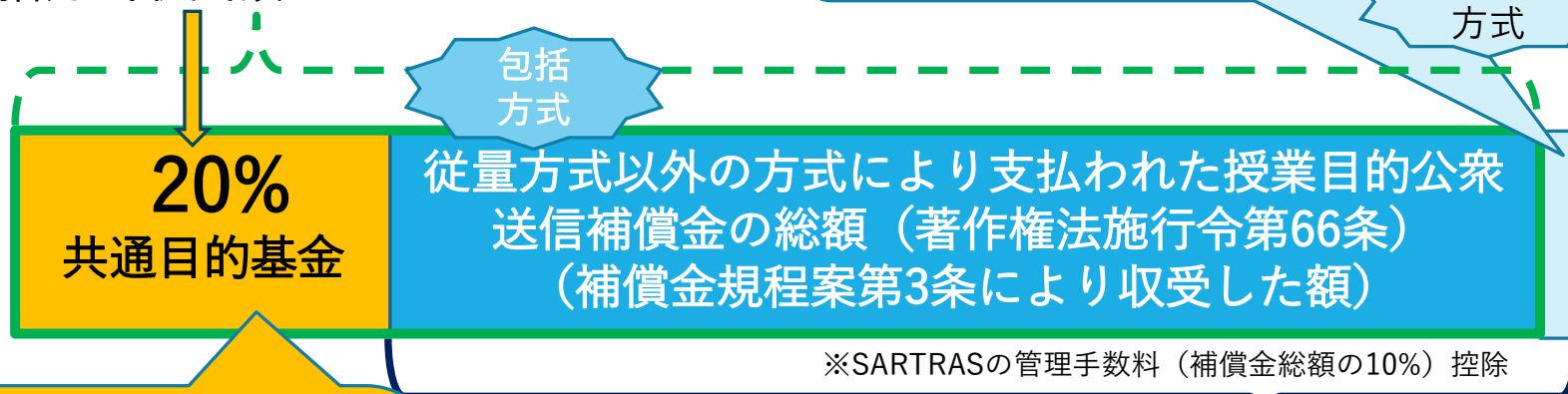


補償金の使途

包括方式収受額を100%として

著作物等の利用の実績に応じて支払う方式により
支払われた授業目的公衆送信補償金
(補償金規程第4条により収受した額)
利用報告に基づき請求

従量
方式



共通目的事業へ支出

共通目的事業とは、次のいずれかに該当する事業

- ①著作権及び著作隣接権の保護に関する事業
- ②著作物の創作の振興及び普及に資する事業 (共通目的事業)
(著作権法第104条の15、著作権法施行規則第22条の8)

※分配の際、SARTRASが分配業務を委託する著作権等管理事業者や権利者団体 (分配業務受託団体) がそれぞれ定める管理手数料控除

利用報告に基づき 権利者へ分配

※権利者連絡先不明の場合は、10年間探索

具体的な事業の内容については、法令に従い「権利者全体の利益に資するものとなるよう」学識経験者の意見を聴取 (著作権法施行令第67条) すべて学識経験者を委員に加えSARTRAS内に設置した「共通目的事業委員会」で検討

過去の
実施事業一覧⇒



共通目的事業の例

【教育現場のための著作権情報誌 さあとらす】

記事概要

Creator's Message

親しもう！教育と著作権

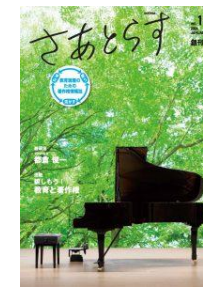
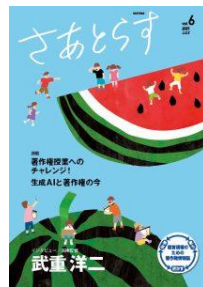
著作権授業へのチャレンジ！



ほか

著作権情報誌 さあとらす PDF版

SARTRAS WEB SITE



『著作権なるほど！副読本』 もおすすめです
⇒



補償金の分配



利用報告

2026年度約1,800校に依頼
SARTRASが指定する利用月に当該校で授業目的公衆送信をした全著作物が報告対象(第35条の適用を受けない利用、教員自身の著作物の自己使用、P.D.(著作権消滅)や35条補償金の支払いを辞退したフリー素材等は報告対象外)

利用報告受付システム 「TSUMUGI (つむぎ)」

教育機関側の報告負荷軽減と、権利者側で必要とする情報の入手とのバランスに配慮した設計
書籍や音楽におけるISBNその他コード情報等から入力に必要な情報を自動反映する仕組みの導入

教員の入力→責任者の確認→設置者の確認→SARTRASへ提出

利用報告

報告の対象教育機関となった場合には
ご協力のほどよろしくお願いいたします

補償金分配に欠かせない大事な資料

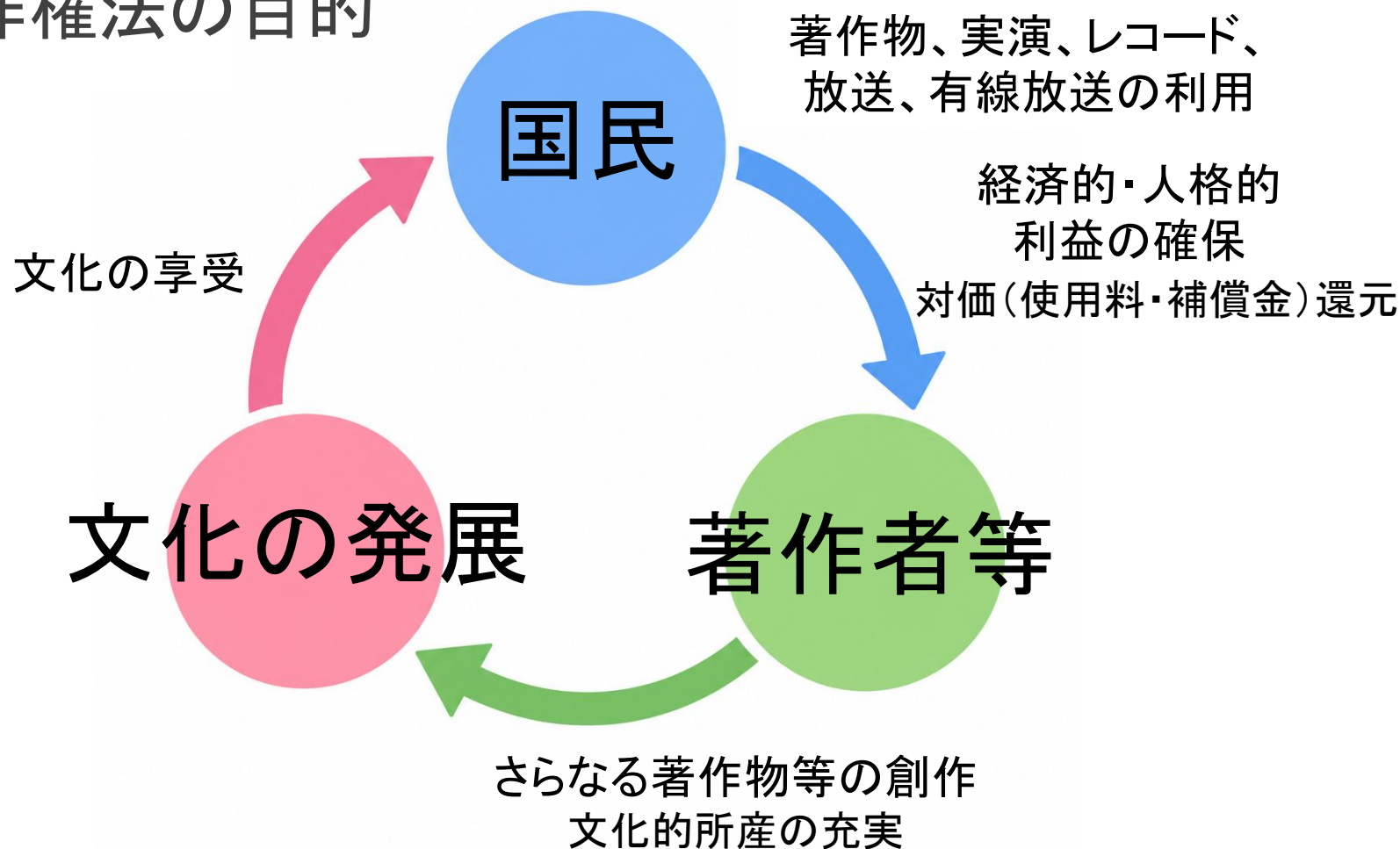
サンプル抽出した申請済教育機関の設置者に対し、報告対象月を指定の
うえ当該教育機関の利用報告への協力要請

- 2025年度約1,800校
- SARTRASが指定する利用月に当該校で授業目的公衆送信をした全著作物が報告対象（第35条の適用を受けない利用、教員自身の著作物の自己使用、P.D.（著作権消滅）や35条補償金の支払いを辞退したフリー素材等は報告対象外）
- 「出所の明示」の慣行化

利用報告受付システム「TSUMUGI（つむぎ）」

- 教育機関側の報告負荷軽減と、権利者側で必要とする情報の入手とのバランスに配慮した設計
 - 書籍や音楽におけるISBNその他コード情報等から入力に必要な情報を自動反映する仕組みの導入
 - 著作物等の種類や態様に合わせた用語使い
- 教員の入力→責任者の確認→設置者の確認→SARTRASへ提出

著作権法の目的





撮影：野方英樹

ご清聴ありがとうございました

著作物は身近なもの、著作権と友だちになろう！

令和8年4月、(公社)著作権情報センター(CRIC)において、著作権等に関する総合的な相談窓口を設置

電話: 03-5333-0393

受付時間: 10:00～12:00 13:00～17:00 (土日、祝日、当センターの休業日を除く)